

千葉県立青葉病院臨床栄養委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉県立青葉病院内における給食の改善，安全性の確保及び効率的な運用並びに栄養管理の充実を図るため、青葉病院臨床栄養委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔組織〕

第2条 委員会の組織は、医師、看護師、管理栄養士の職にあるもの及び事務局により構成する。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ内科医師、外科医師とする。

〔会議〕

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

〔庶務〕

第4条 委員会の庶務は、栄養科において総理する。

〔委任〕

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則 この規程は、平成14年8月1日より施行する。

改正 平成15年5月1日

改正 平成16年4月1日

改正 平成18年4月1日

改正 平成19年4月1日

改正 平成22年5月1日

改正 平成23年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 令和4年4月1日